



栃木労働局発表
平成 23 年 3 月 29 日

担 当	栃木労働局総務部企画室 室 長 佐藤 吉男 室長補佐 築嶋 誠 TEL 028-634-9112
--------	---

東北地方太平洋沖地震に伴う栃木労働局の対応について

東北地方太平洋沖地震に伴う栃木労働局（局長 藤井 敏行）及び栃木県内の各労働基準監督署、各ハローワーク、各総合労働相談コーナーの対応は下記のとおりです。

記

1 「震災相談窓口」の設置 「別紙 1」

今回の地震により被災された労働者、求職者、事業主等の皆様から、労働条件に関すること、求職に関すること、雇用保険に関することなど、各種労働関係の相談に対応するため県内の労働基準監督署に「震災等緊急相談窓口」、ハローワークに「震災特別相談窓口」を設置しました。受け付ける相談内容は、次のようなものがあります。

- (1) 震災に関連した休業、解雇等、労働条件に関すること
- (2) 震災に関連した労働安全衛生に関すること
- (3) 震災に関連した労災保険の給付に関すること
- (4) 震災で事業が停止した事業場の労働保険料の申告・納付に関すること
- (5) 震災に関連した雇用保険の給付に関すること
- (6) 震災で被災した事業場における雇用維持等に関すること（雇用調整助成金を利用できる場合があります。）
- (7) 震災により離職した労働者に対する職業紹介に関すること
- (8) 「学生等震災特別相談窓口」を設置し、学生・生徒等及び事業主に対し、内定取消しに係る相談や就職支援に関すること
- (9) 緊急避難の一次入居先としての雇用促進住宅入居に関すること

※ (1) に関する相談は、最寄りの総合労働相談コーナー又は労働基準監督署へご相談ください。

(2)～(4) に関する相談は、最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

(5)、(7)、(9) に関する相談は、最寄りのハローワークへご相談くだ

さい。

(6) に関する相談は、栃木労働局職業対策課 (Tel028 - 610 - 3557) 又は最寄りのハローワークへご相談ください。

(8) に関する相談は、新卒応援ハローワークへご相談ください。

2 雇用保険失業給付の特例措置について

(1) ハローワークへ来所出来ない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

(2) 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

(3) 災害時における雇用保険の特例措置について

※詳しくは「別紙2」のとおりです。

3 地震被害に伴う雇用調整助成金の利用について

地震被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます。

※詳しくは「別紙3」のとおり

4 労災保険の手続について

業務中又は通勤途上において、今回の地震によって被災し、負傷された労働者の方は、労災となる可能性がありますので、事業場を管轄する労働基準監督署又は栃木労働局労災補償課 (Tel028 - 634 - 9118) へご相談ください。また、労働災害に関することはお気軽にご相談ください。

5 労働保険の納期限の延長について

労働保険料等 (労働保険料、特別保険料及び一般拠出金) については、その納期限が延長されることになりました。なお、県内の具体的な対象地域については、今後、被災の状況を踏まえて決定していくこととしています。

※栃木県内の「労働基準監督署」「ハローワーク」では、計画停電により、庁舎照明やシステムが使用不能となることなど、業務に支障が生じ、ご迷惑をおかけすることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

各施設の計画停電グループは「別紙4」のとおりです。

「東北地方太平洋沖地震」に係る「震災相談窓口」一覧

1 労働基準監督署「震災等緊急相談窓口」

署名	所在地	電話
宇都宮	宇都宮市明保野町1-4 合同庁舎別館	028-633-4251
足利	足利市大正町864	0284-41-1188
栃木	栃木市沼和田町20-24	0282-24-7766
鹿沼	鹿沼市戸張町2365-5	0289-64-3215
大田原	大田原市本町2-2828-19	0287-22-2279
日光	日光市今市305-1	0288-22-0273
真岡	真岡市荒町5195	0285-82-4443

2 ハローワーク「震災特別相談窓口」

所名	所在地	電話
宇都宮	宇都宮市明保野町1-4 合同庁舎1階	028-638-0369
駅前プラザ	宇都宮市駅前通り1-3-1 ミックスビル2階	028-623-8609
那須烏山	那須烏山市城東4-18	0287-82-2213
鹿沼	鹿沼市睦町287-20	0289-62-5125
栃木	栃木市神田町8-5	0282-22-4135
佐野	佐野市天明町2553	0283-22-6260
足利	足利市丸山町688-14	0284-41-3178
真岡	真岡市荒町5101	0285-82-8655
矢板	矢板市末広町3-2	0287-43-0121
大田原	大田原市紫塚1-14-2	0287-22-2268
小山	小山市喜沢1475 おやまゆうえんパークレストウオーク内	0285-22-1524
キャリアアップ ハローワークおやま	小山市中央町3-3-10 ビル632・2F	0285-37-7127
日光	日光市今市本町32-1	0288-22-0353
黒磯	那須塩原市共墾社119-1	0287-62-0144

3 新卒応援ハローワーク「学生等震災特別相談窓口」

宇都宮新卒応援 ハローワーク	宇都宮市駅前通り1-3-1 ミックスビル3F	028-678-8311
-------------------	---------------------------	--------------

3 総合労働相談コーナー

栃木労働局 総合労働相談コーナー	宇都宮市明保野町1-4 合同庁舎4F	028-623-9112
---------------------	-----------------------	--------------

※県内の各監督署にも総合労働相談コーナーを設置しています。

東北地方太平洋沖地震に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、**来所可能なハローワーク**で失業給付の受給手続きをすることができます。

災害時における雇用保険の特例措置について

① 概要

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、**休業**を余儀なくされ、賃金を受けられない状態にある方については、**実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）**。
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に**離職**を余儀なくされた方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）**。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

※栃木県内の災害救助法指定地域

宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町

② 特例措置の利用に当たっての留意事項

- 上記①に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「**休業票**」をご持参ください。
- 上記②に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「**離職票**」をご持参ください。

※事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。

- この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、**今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されません**ので、制度利用に当たってはご留意願います



東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

計画停電グループ

栃木労働局及び栃木県内の各労働基準監督署、各ハローワーク並びに各総合労働相談コーナーの計画停電グループは次のとおりです。

第1グループA

○労働基準監督署

大田原労働基準監督署、真岡労働基準監督署

○ハローワーク

ハローワーク大田原、ハローワーク真岡、ハローワーク小山、ハローワーク黒磯

○総合労働相談コーナー

大田原総合労働相談コーナー、真岡総合労働相談コーナー

第2グループA

○労働基準監督署

栃木労働基準監督署

○ハローワーク

ハローワーク栃木、キャリアアップおやま

○総合労働相談コーナー

栃木総合労働相談コーナー

第3グループA

○栃木労働局

○労働基準監督署

宇都宮労働基準監督署、足利労働基準監督署、鹿沼労働基準監督署、
日光労働基準監督署

○ハローワーク

ハローワーク宇都宮、ハローワーク足利、ハローワーク鹿沼、ハローワーク日光、
ハローワーク駅前プラザ

○総合労働相談コーナー

栃木労働局総合労働相談コーナー、宇都宮総合労働相談コーナー、
足利総合労働相談コーナー、鹿沼総合労働相談コーナー、
日光総合労働相談コーナー

第4グループA

○ハローワーク佐野

第5グループA

○ハローワーク矢板、ハローワーク那須烏山